

令和8年度次世代ものづくり人材育成事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度次世代ものづくり人材育成事業業務委託

2 目的

技能五輪全国大会及び技能グランプリ（以下「技能競技大会」という。）を活用して次世代のものづくりを担う技能者を育成することにより、技能水準の向上と技能承継を促進し、ものづくり産業の持続的発展を図る。

3 事業実施期間

契約日から令和9年3月12日まで

4 委託業務の内容

(1) 基本方針

技能競技大会での入賞者数を増やすため、出場予定者を対象に、大会に即した講義と実技訓練を実施し、入賞できる実力を養成する。

また、次回技能競技大会への出場を希望する者を対象に、更なる技能向上のために必要な実技訓練を実施し、入賞できる実力に高める。

なお、講師には、全国レベルの競技大会入賞者やその指導者などを選定する。

(2) 出場予定者支援

ア 実施対象者

技能競技大会への出場予定者（技能五輪国際大会への出場予定者を含む）

ただし、企業に所属する者については、当該企業が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に限る。

イ 説明会・講義の実施

技能競技大会への出場予定者及びその所属企業や学校等を対象に、説明会の開催や個別訪問などにより、本事業について周知を図る。

また、技能競技大会の魅力を伝えるとともに、講師の経験を踏まえた対策（課題変更への対応策を含む）等を伝える講義を実施する。

ウ 入賞に向けた実技訓練のコーディネート

技能競技大会への出場予定者に対して、入賞に向けた技能向上のために必要な実技訓練を実施するに当たり、所属企業や学校等と協議の上、実技訓練計画（目標を含む）の作成、指導技能者（以下「講師」

という。)の選定、訓練の内容・日程・場所等の設定について調整を行う。

エ 実技訓練の実施

講師は、出場する技能競技大会における入賞を目指すための技能を習得する実技訓練を実施する。

訓練の日数については、5日程度を基本とし、事業の効果を最大限にするため、各競技種目の特性に応じて委託料の範囲内で必要な日数を実施する。

なお、実施に当たっては、出場予定者が講師を訪問して指導を受ける、講師に電話や電子メールにより相談して助言を受けるなど、事業効果を上げるために必要な工夫をすることも差し支えないものとする。

(3) 翌年度（次回大会）へのフォローアップ

ア 実施対象者

技能競技大会出場者のうち次回大会への出場を希望する者

ただし、企業に所属する者については、当該企業が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に限る。

イ 翌年度（次回大会）の入賞に向けた実技訓練のコーディネート

次回技能競技大会への出場を希望する者に対して、更なる技能向上のために必要な実技訓練を実施するに当たり、所属企業や学校等と協議の上、実技訓練計画の作成、講師の選定、訓練の内容・日程・場所等の設定について調整を行う。

なお、講師については、出場予定者支援の実施状況を踏まえた者を選定する。

ウ 実技訓練の実施

講師は、翌年度（次回大会）への出場を希望する技能競技大会の過去の課題を分析した上で、過去の課題に即した技能向上のための実技訓練を実施する。

訓練の日数については、4日程度を基本とし、事業の効果を最大限にするため、各競技種目の特性に応じて委託料の範囲内で必要な日数を実施する。

なお、実施に当たっては、次回技能競技大会への出場を希望する者が講師を訪問して指導を受ける、講師に電話や電子メールにより相談して助言を受ける、レポートの提出を求めるなど、事業効果を上げるために必要な工夫をすることも差し支えないものとする。

(4) 共通する事項

ア 対象者

以下の(ア)、(イ)に掲げる人数を合計した55人を目標とする。
なお、実施に当たっては、特定の職種に著しく偏ることのないよう配慮すること。

(ア) 技能五輪全国大会(国際大会を含む)出場予定者支援及びフォローアップ 45人

(イ) 技能グランプリ出場予定者支援及びフォローアップ 10人

イ 講師

講義及び実技訓練を行う講師については、全国レベルの技能競技大会入賞者やその指導者など、入賞に向けた訓練を適切に実施できる能力と経験のある者を選定する。

ウ 訓練のコーディネート

訓練の実施について企業や学校等との調整業務に従事する者は、技能競技大会の競技種目等に関連する知識や業務経験があり、訓練内容等を適切に企画できる者を選任する。

エ 訓練に係る費用負担等

(ア) 訓練参加者は、訓練実施場所までの交通費を負担するものとし、参加料は徴取しない。

(イ) 訓練に必要な材料等の費用は、委託料から支出する。

(ウ) 訓練実施前に、訓練参加者及び講師の傷害・損害賠償責任保険への加入手続を行うものとし、その費用は委託料から支出する。

(5) 訓練参加者等アンケートの実施

訓練終了後に訓練参加者及び講師に対するアンケートを実施するものとし、アンケートの内容については、事前に県と協議して決定する。

(6) 業務報告

ア 月例報告

受託者は、毎月7日(土日・祝日の場合はその前日)までに前月分(3月分については、3月12日までに当月分)の実施状況等について別添の様式1、様式2及び様式3により報告する。

イ その他の報告

受託者は、県から求められたときは、随時、実施状況を報告する。

5 個人情報の管理等

- (1) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、本業務に関わる者に対して、必要な個人情報の保護に関する研修を行うこと。

6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に関して県やアンケート結果又は外部関係者等により疑義が呈された場合には、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (2) 本業務に係る一切の経費は、本仕様書において受託者以外の者の負担としているものを除き、原則として受託者が委託料から支出する。
- (3) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、その都度県と協議して決定する。

様式3

令和8年度次世代ものづくり人材育成事業業務委託

実技訓練等実施状況報告(詳細)

訓練種類	<input type="checkbox"/> 出場予定者支援 (技能五輪) <input type="checkbox"/> フォローアップ (技能五輪) <input type="checkbox"/> フォローアップ (技能グランプリ)		
訓練日程 ※全体計画の日程を記載し、当月分の日程に____を引く	令和 年 月 日 () ・ 月 日 () ・ 月 日 ()		
	月 日 () ・ 月 日 ()	実施日数	日間
企業、学校等の名称 (実施場所)		所在地 (市区町村)	
訓練職種		訓練者数	人
使用材料			
訓練内容 (日毎の指導内容) ※個別形式の講義を実施した場合は、その内容を含む。	月 日 () 時 分 ~ 時 分 (出席者数 人)		
講師	(所属)	(氏名)	